

## 第8章 教育研究等環境

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示をしているか。

<大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示>

本学では、2018年度に、大学の理念・目的及び各学部・研究科の目的や各種ポリシーを踏まえ、教育研究等環境に関する全学的な方針を「教員の教育研究等環境」「図書館・学術情報サービスの整備」「情報環境の整備」「施設・設備の整備」の4項目を掲げ策定しており、要点を挙げると以下のとおりとなる。

#### 1. 教員の教育研究等環境

- ・学生が主体的かつ積極的に学習を進めるために必要な教育環境の充実を図る。
- ・教育研究活動の質向上及び活性化を図るための教育研究支援体制を整備する。
- ・規程及びコンプライアンス体制を整備し、研究活動の不正防止に努める。

#### 2. 図書館・学術情報サービスの整備

- ・教育研究及び学修に必要な学術資料を体系的に収集、蓄積、提供することに努める。
- ・図書館の機能強化、学術情報サービスの充実を図る。
- ・専門的な職員の配置や情報環境等の図書館利用環境の整備に努める。

#### 3. 情報環境の整備

- ・ネットワーク環境や情報環境を整備するとともに、その活用の促進に努める。
- ・情報の保全及び管理を行い、情報倫理の周知を徹底する。

#### 4. 施設・設備の整備

- ・安全性の確保や教育研究の質向上など、効果的な環境整備を計画的に執り行う。
- ・防災及びバリアフリーへの対応等、学生・教職員の快適性に配慮した環境を整備する。

そのうえで、毎年度事業計画書に適切に計画を立てており、これらはともに本学ウェブサイト上に公表しており、学内で共有するとともに広く社会に対して明示している（根拠資料 8-1【ウェブ】、根拠資料 1-16、根拠資料 2-35【ウェブ】）。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等が整備されており、かつ適切に管理されているか。

- ① ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ② 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ③ バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ④ 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みがなされているか。

<施設、設備等の整備及び管理状況>

本学では、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、大学設置基準が必要と定めている校地・校舎、図書館や体育館等の施設・設備は、基準を十分に満たして整備・管理している（大学基礎データ表1）。また、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学修環境や教育研究環境を整備している。

① ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

教育研究等環境に関する全学的な方針のうち「情報環境の整備」では、安全性、信頼性、利便性に配慮したネットワーク環境やICTを活用した効果的な授業運営及び教育研究活動をするための情報環境の整備を目指している。その方針のもと、8号館6階に学生PC室及び自習室を設け、学生用PC、プリンタを設置し誰でもが利用できる環境としている。また、2019年度には文京キャンパス、樋又キャンパスの学生利用区域においてWi-Fi環境の整備が完了した。その結果、4号館、5号館、9号館、カルフル、国際センター、図書館、及び屋外ラウンジ「myu terrace」へWi-Fi環境を拡張している。そのほか、パソコンの更新、プロジェクタ等の更新といった情報機器の整備のほか、Office365 Gmail、IDの統合管理システムMicrosoft Azureなど、情報の保全や管理、及び授業運営の効率化などを図っている。

② 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

教育研究等環境に関する全学的な方針のうち「施設・設備の整備」では、安全安心かつ適切な教育研究活動環境を提供することを目指している。そのため、まず学生や教職員の安全確保のため、文京キャンパスにおいては、正門・西門・北門・北門東各守衛室及び周辺道路に、樋又キャンパスにおいては守衛室に、守衛を交替勤務制（業務委託）で配置し、警備業務を行っている。また、防犯カメラも文京キャンパス、樋又キャンパス、御幸キャンパス合わせて100台以上が稼働している。

また、学生・教職員の快適性に配慮した環境の整備のため、本学の建物及び建物付属設備を学生や教職員などの利用者が支障なく使用できるよう、専門業者による日常清掃や電気設備・空調設備・衛生設備等の定期点検を行う一方、経年劣化・老朽箇所については耐用年数や使用頻度から事前に計画を立て、改修・更新工事等を実施し、教育研究等の環境

整備を行っている（根拠資料 2-11）。施設面においては、学生が自主的に学習を行うためのスペースは、年々増加している（根拠資料 8-2【ウェブ】）。課外活動で使用する施設・設備についても、定期的な点検・整備という点では、3カ月毎に作成する「防火・防災自主検査チェック表」により課外活動施設の点検・整備を行っており（根拠資料 8-3）、施設の建築年数等を考慮し、中長期的な視点で改修工事を行っている。

そのほか、国際センター事務部入口前にある学生談話室の学生利用については、事前申請等も義務付けず、原則、開室時間内は自由に利用できるようにしている。加えて、机・椅子、空調、照度も自由に利用できる。

### ③ バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

全学的な方針に基づき、身体障害学生が履修する授業については、エレベータ等のバリアフリー設備が整備された教室を割り当てることを教室編成時に考慮することで、身体障害学生にとっても快適な学修環境を提供できるように努めている。また、各教室への移動の際にもスロープや昇降機を設置することで、キャンパス内のバリアフリー環境の整備を行っている。さらに、障害のある学生のために適切な補助具等の提供について配慮している。加えて、障害のある学生を支援するための組織作り、人材の募集・養成、支援者の提供については、「障がい学生支援団体POP」と協力のもと行っている。ただし、活動内容は聴覚障害者に限定されており、サポート体制としては、現在在籍している聴覚障害者1名の支援を行うことのみが可能な状況となっているため、支援体制の拡充について検討する必要がある（根拠資料 7-3【ウェブ】）。

### ④ 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

2016年4月、本学と地域との連携活動の拠点となる、樋又キャンパス（鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造4階建：6,652.67㎡）が完成した。樋又キャンパスは、学生の自主的な学習活動や、社会人との共同活動がスムーズに行える新しいタイプの学習スペースを設け、多くの方々が来訪し、学生の学習意欲の向上や地域との研究交流の場、コミュニティ・カレッジ等の生涯学習を行う場として活用している。1階北側入口には、本学と地域・社会との連携活動の窓口になる社会連携室を配置し、大学主催の公開講座などに利用できる社会連携多目的室を併設している。学生の授業外学習を支援する「アカデミック・ソーシャル・コモنز」（座席数50席）とカフェが併設された「ソーシャル・コモنز」（座席数40席）は平日8時から22時、土曜、日曜、祝日及び授業期間以外の平日は9時から17時まで利用可能であり、グループディスカッションやプレゼンテーションの準備、練習など授業外の学習を行う多くの学生でにぎわっている（根拠資料 4-51【ウェブ】）。

### <教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組み>

「情報倫理の周知を徹底する」という全学的な方針にしたがい、本学ウェブサイト及び学内ポータルにおいて、「情報セキュリティポリシー」及び「ネチケットガイドライン」を公表し、情報倫理の徹底を図っている（根拠資料 3-17、根拠資料 8-4、根拠資料 8-5、根拠資料 3-18【ウェブ】）。

授業においては、経済・経営・人文・薬学部において教養教育科目「ITスキルズ」を

必修科目としており、その全ての授業の中で情報倫理について取り扱っている。法学部においては、1年次に「憲法Ⅰ（人権）」「民法Ⅰ（総則）」「刑法Ⅰ（総論）」を必修科目として配置し、それらの授業の中で法的側面から情報倫理について適宜扱っている（根拠資料 4-22【ウェブ】、根拠資料 1-11）。

**点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。**

評価の視点1：図書館、学術情報サービスを提供するための体制が整っているか。

- ① 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ② 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ③ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ④ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスが適切に提供されているか。

<図書館、学術情報サービスを提供するための体制>

① 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

本学図書館では大学の理念・目的の下、1976年に50年記念館として建てられ、「知の戦略的拠点としてのハイブリット図書館」を目標とし、学習支援サービスの充実と学習・教育環境の整備を図り、サービスの向上に努めている。また、地域への知的貢献という社会的要請に応えるため、翌年の1977年に松山市民や松山市内に勤務する方に図書館を開放し、現在は愛媛県民にまで広く開放している（根拠資料 3-12）。図書館職員の配置状況としては、2019年4月より閲覧業務について業務委託化し、質の高いレファレンスサービスの提供や学生支援活動の充実を図っている。管理業務や目録業務については、管理職を含む専任職員5名、派遣職員（システム担当）1名、事務補助職員9名で行っている。そのうち司書資格を有する職員を1名配置している。

各学部・研究科の専門書を中心に図書は約97万冊、雑誌は約750種、電子ジャーナルは約3,000タイトルを閲覧できるように整備している。図書館1階には約60種類の新聞及び約1,000タイトルの雑誌が、2～3階には日本十進分類法にそって専門図書が配架されている。4階には薬学関係の図書のほか、各種資格試験（公務員や教職、簿記など）に関する参考資料が配架されており、学生及び教員が自由に閲覧可能である。教員はさらに地下1～2階の書庫に立ち入ることができる。（根拠資料 8-6、根拠資料 8-7【ウェブ】）。

② 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

社会に有為な人材の育成のため、各学部専門に関する先端の研究情報が得られるよう、国立情報学研究所や国立国会図書館、他大学とのネットワークを整備し、共同目録システムやILLシステム、図書館向けデジタル化資料送信サービスなどを利用し、国内外の資

料の相互貸借や文献複写なども可能である。その情報収集方法は松山大学図書館利用案内「MINE」に明示し、他の図書館とのネットワークはILLシステムによって資料貸借や文献複写を滞りなく行っている（根拠資料 8-6、8-7【ウェブ】）。

### ③ 学術情報へのアクセスに関する対応

本学の情報資源へのアクセス環境を提供すべく蔵書検索システム（OPAC）を導入し、所蔵資料を検索できるようにしている。また、学内所蔵資料のほか電子ジャーナルやデータベースは各専門分野に対応しており、電子ジャーナル・電子ブック検索システム「MUSearch」によって検索できるようになっている。これらの資料の閲覧については学内ポータルを介して、各種DBへのアクセスができるようになっている。これらの機能の使用方法は学内ポータルや松山大学図書館利用案内「MINE」、本学ウェブサイトにも明示している（根拠資料 8-6、8-7【ウェブ】）。

### ④ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

図書館の利用については、約 800 余りの座席数を確保し、通常授業期間中は夜 10 時まで、土曜も通常開館し、試験期には日曜も開館している。学生の主体的な学習を促進するために、持ち込み用パソコンに対応したWi-Fi環境の整備や1、2階の閲覧席にPC用コンセントも設置している。さらに、新聞、雑誌、参考図書、ベストセラー、C3（図書館学生アドバイザースタッフ）選書図書、各種資格試験図書、NHK講座、Graded Readersなどのコーナーを配置し、社会人としての教養を育むことに加え資格取得のサポートを行っている（根拠資料 8-6、根拠資料 8-7【ウェブ】）。

#### <図書館、学術情報サービスの提供状況>

レファレンスサービスの対応のほか、本学学生を対象に、書評の書き方教室や図書館書評賞の募集・表彰、ビブリオバトルなどを行うことで、各専門の学習に必要な批判的思考力や情報発信力を学ぶ機会を提供している。しかし、ヘルプデスク系のコーナーは設置していない。また、滞在型図書館を目指すのに必要な館内自販機、談話スペース設置等の取組みはまだ行っていない（根拠資料 8-6、根拠資料 8-7【ウェブ】）。

### 点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件が整備されているか。

- ① 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ② 研究費の適切な支給
- ③ 外部資金獲得のための支援
- ④ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ⑤ ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

＜研究活動を促進させるための条件の整備＞

#### ① 大学としての研究に対する基本的な考えの明示

「学校法人松山大学研究活動行動規範」において、研究活動を行う上での研究者の基本的な責任として「自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する」と明示している。また、研究活動を支援する者（事務職員等）の責務についても同規範において明示している。これにより、研究者以外の立場の構成員についても、研究活動についての共通意識を持つことで研究に関するさまざまな支援を行っている（根拠資料 8-16）。

#### ② 研究費の適切な支給

研究費については、「松山大学教員研究費規程」に基づき支給している。文系学部では、定額部分の「教員研究費Ⅰ」として、年間 50 万円（外国語教育特別任用講師は年間 40 万円）、著書や論文などの研究成果に応じた成果連動分の「教員研究費Ⅱ」として、年間 30 万円を限度に支給している。薬学部では、各種講座及び臨床薬学研究センターに教員研究費として年間 2,250 万円を支給し、予算配分は薬学部教授会の議を経て、薬学部教授総会で決定している。教員一人当たりの研究費は年間 60 万円である。研究費の使途は、(1)雑給、(2)兼務職員人件費、(3)教員研究費支出（①消耗品費、②通信費、③学会出張費、④印刷製本費、⑤賃貸料、⑥会費、⑦委託料、⑧報酬手数料、⑨雑費、⑩修繕費）、(4)機器備品購入費に分けており、前年度に各研究者が次年度の研究計画に基づいて金額を振り分ける。また、年度途中の決められた時期に年間 1 回費目間の金額移動を可能とすることで、研究計画の変更・修正などに柔軟に対応できるようにしている。さらに、「松山大学教員研究費規程」による研究助成以外にも、個人研究や共同研究を奨励するための研究助成を「松山大学研究助成規程」に定めており、助成を受けようとする者は、前年度の定められた期日までに「研究計画書」を提出し、「総合研究所運営委員会」による審議によって、交付の決定をし、学長が承認している（根拠資料 8-9、根拠資料 8-10、根拠資料 8-11）。

#### ③ 外部資金獲得のための支援

外部資金獲得のための支援としては、総合研究所が、外部資金の募集情報を集めて学内向けに公開することで、各研究者にその情報を伝えるようにしている。また、科学研究費補助金については、総合研究所が説明会や応募書類のチェックなどを行うなど、積極的に応募を支援している。さらに、採択された場合は「学校法人松山大学科学研究費補助金経理事務取扱要領」に基づいて、研究費の受け入れや運用などを行う体制を整えている（根拠資料 8-12）。

#### ④ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

研究室については、個別研究室と共同研究室があり、「松山大学研究室規程」に基づいて、総合研究所がその割り当てや管理などを行っており、割り当てられた者は、教育・研究のために専用することができる。専任教員には個人ごとに専用の研究室を割り当て、研究環境を適切に整備している。研究者は、講義や学内の委員会などの時間以外は研究を行うこ

とができるが、それ以外にも、週に1回は講義のない日を設けており、研究に専念する時間を確保している。さらに、本学の研究者は、国外であれば「学校法人松山大学教育職員国外研究規程」、国内であれば「学校法人松山大学教育職員国内研究規程」に基づいて研究専念する機会を得ることができる制度を整備している（根拠資料 8-13、根拠資料 8-14、根拠資料 8-15）。

⑤ ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

本学では、研究や教育活動の支援として「学校法人松山大学ティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタント規程」及び「松山大学薬学部スチューデント・アシスタント規程」に基づいて、担当教員が行う各学部の講義において、ティーチング・アシスタント（TA）及びスチューデント・アシスタント（SA）を採用することができる体制を整えている。

これは学生の教育及び研究能力の発展に寄与することを目的とする制度であり、その申請・選考プロセスは、まずTAの採用を希望する教員が、要望書を当該学部長又は教務委員長に申請することから始まる。TAの配置はその要望書に基づき、各学部教授会又は「教務委員会」の議を経て学長が決定し、その後、TA候補者の選考を当該研究科委員会に依頼する。当該研究科委員会がTAの候補者を募集及び審議して選考したのちに、学長は配置予定の学部教授会又は「教務委員会」にTA候補者を通知し、その議を経て理事長に推薦する。その後、その推薦者について、「常務理事会」で選考し採用を決定する（根拠資料 4-52、根拠資料 4-53）。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みがなされているか。

- ① 規程の整備
- ② コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ③ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

<研究倫理、研究活動の不正防止に関する取組み>

① 規程の整備

公正な研究活動を促進するため、関連法令・ガイドラインを踏まえた規程及びコンプライアンス体制を整備し、研究活動の不正防止に努めるとの方針に基づき、「学校法人松山大学研究活動行動規範」において、研究活動を行う者及びそれを支援する者が遵守すべき行動規範を定めている（根拠資料 8-16）。

そのうえで、「公的研究費の不正防止に関する基本方針」において、会計ルールや研究活動における行動規範の理解不足による公的研究費の不正使用を防止するための取組みや環境の整備を行っていること、また、その根拠規程となる「学校法人松山大学研究活動行動規範」及び「学校法人松山大学科学研究費補助金経理事務取扱要領」を明示し、本学ウェブサイト及び学内ポータルに掲載するとともに、教育職員に対する科学研究費助成事業等

に関する説明会を開催し、学内での共有を図っている（根拠資料 8-17【ウェブ】、根拠資料 8-12）。

その他、研究活動の不正防止に関する主な規程としては、「松山大学・松山短期大学における研究活動の不正行為に関する取扱規程」により研究倫理の保持及び向上を図るため、「捏造」「改ざん」「盗用」「研究費の不正使用」といった不正行為が行われた際の告発・調査等の手続を定め、また、研究活動の不正に関する告発等に対応するため、公的研究費の使用に関するルールや事務手続について、相談を受付ける窓口を設置するなど、情報が適切に伝達される体制の構築に努めている（根拠資料 4-96）。

さらに公的研究費に関しては、「管理・監査のガイドライン」に対応するため、その運営及び管理に関して必要な事項を定めることにより、公的研究費の適正な取扱いを図ることを目的とした「学校法人松山大学における公的研究費の運営及び管理に関する取扱規程」により、公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者として、公正研究委員長をコンプライアンス推進責任者とし、同規程で定める統括管理責任者の指示の下、不正防止の対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告している（根拠資料 8-18、根拠資料 8-19）。

## ② コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施

公的研究費に関わる専任かつ常勤の教育職員及び事務職員を対象者に、「学校法人松山大学コンプライアンス教育実施要領」に基づくコンプライアンス教育の受講を義務付けており、その実施体制は講義形式のみならず、教育職員には、独立行政法人日本学術振興会の「科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得」を通読すると共に、同振興会が提供する e-ラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics) [eL CoRE] を受講することと、「科学研究費助成事業等に係る業務説明会(採択者対象)」に出席することと定め、公的研究費の適切な執行について周知するとともに、不正防止に対する意識を高める機会としており、公的研究費の使用に係る事項を遵守する旨の誓約書の提出を義務付けている。コンプライアンス教育については、教育職員のうち、翌年度の公的研究費に応募する者(研究分担者となる者を含む)は、応募年度の 3 月末日までに、「学校法人松山大学コンプライアンス教育実施要領」に定めるコンプライアンス教育を受講し、修了すること(2018 年度受講率 100%)、また、公的研究費に関わる事務職員は、「学校法人松山大学コンプライアンス教育実施要領」に定めるコンプライアンス教育を毎年度受講すること(2018 年度受講率 100%)と規定し、実施している（根拠資料 8-20）。

研究倫理教育については、松山大学・松山短期大学公正研究委員長を研究倫理教育責任者とし、本法人の専任かつ常勤の教育職員又は事務職員、学部学生若しくは大学院学生又は短期大学学生等、研究活動に携わる全ての者に対し受講を義務付けており、教育職員には、「全学教授会」の前の時間を利用し、「松山大学・松山短期大学公正研究委員会」作成の「公正な研究活動の推進について(教育職員向け研究倫理教育資料)」に基づき講義形式の研修会を実施し、学生等には「公正な研究活動のために知っておきたい研究倫理(学生向け研究倫理教育資料)」を配付し、通読することによる研究倫理教育を実施している。大学院生にはこれに加えて、改ざんや盗用といった不正行為の防止及び調査等によって入手した被調査者・被検者の情報の管理や取扱いについて、指導教員が適宜指導を行っている。



研究倫理教育については、2018年度の教育職員の研究倫理教育受講率は99.4%であった(根拠資料8-21、根拠資料8-22、根拠資料4-97、根拠資料8-40)。

### ③ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

公正な研究活動の実施及び研究活動上の不正行為の防止を図るため、本学に「松山大学・松山短期大学公正研究委員会」を置き、副学長1名を委員長とし、事務局長、各学部から選出された委員各1名、短期大学から選出された委員1名、及び総合研究所長をもって組織している(根拠資料8-21)。「松山大学・松山短期大学公正研究委員会」は、(1)公正な研究を実施するための教育・啓発活動、(2)不正行為が生じた場合の調査、審理及び判定並びに裁定、(3)その他公正な研究の実施及び研究活動上の不正行為の防止を図るために必要な活動を任務とし、公正な研究活動の実施や不正行為の防止に努めている(根拠資料8-21)。

### 点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性を保持するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を行っているか。  
評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上の事例があるか。

#### <教育研究等環境の適切性の定期的な点検・評価>

教育研究等環境に関する全学的な方針の4項目(「教員の教育研究等環境」「図書館・学術情報サービスの整備」「情報環境の整備」「施設・設備の整備」)について、まずは関連する部署でその適切性を点検している。これらの4項目は互いに関連し合うものだが、以下にくっつか事例を挙げる。

研究倫理の遵守のため、公的研究費の管理・監査に関しては、本法人における公的研究費の適正な運営及び管理を徹底するため、「内部監査室」と監事及び監査法人は相互に連携し、実効性のある監査を行っており、公的研究費における内部監査の充実強化を図るため、年複数回の内部監査及びリスクアプローチ監査が行われている。

図書館では、図書館事務部で毎月1回月初めにミーティングを行ない、館内環境に関わることがあれば検討を行っており、必要性に応じて整備を行っている。また毎月開催している「図書館運営委員会」において、個別案件としての教育環境整備について点検を実施している(根拠資料3-4)。

情報環境の整備に関しては、「情報センター運営委員会」において年7回程度の開催頻度ではあるが、2015年3月18日改正の「学校法人松山大学情報センター規程」に基づき、構成員に「情報システムを担当する常務理事、情報セキュリティ委員長及び経営企画部長又は次長」を加え、大学の財務面及び情報セキュリティ面からの観点から点検できる体制を確保している(根拠資料3-8)。

施設・設備の整備については、財務部管理課及び総務部庶務課において各種法令等に基づいて安全確保のため定期点検を実施しており、その緊急度に応じて優先順位を付し、翌年度

の事業については事業計画書に反映させている。

＜点検・評価結果に基づく改善・向上＞

「教員の教育研究等環境」では、例えば研究活動の不正防止について、前年度の「学校法人松山大学における公的研究費の不正防止計画」に対する実施報告を作成し、その実施報告を踏まえた上で、関係部署による打ち合わせを行い、毎年度「学校法人松山大学における公的研究費の不正防止計画」を策定し、「松山大学・松山短期大学公正研究委員会」において計画の進捗状況の確認と見直しを行い、「「常務理事会」の承認を得て、本学ウェブサイト及び学内ポータルに掲載し、学内での共有を図り、これを確実に実施することにより、不正防止を図っている（根拠資料 8-23、根拠資料 8-24）。

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストに対応するため、「松山大学・松山短期大学における研究データの保存及び開示に関する規程」に基づき、2018 年度より研究データの保存について、公正研究委員長が教育職員に対して同規程に定めた内容に基づき、アンケート形式で調査を実施している（根拠資料 8-25）。

「図書館・学術情報サービスの整備」については、「学校法人松山大学中期プラン『次代を切り拓く「知」の拠点』」に示すとおり、本学が目指す方向の一つに「地域の知的コミュニティの拠点」があるため、「図書館運営委員会」で、さらなる地域貢献、愛媛県外からのニーズ、他大学における学外者の利用制限撤廃を根拠に、学外者利用範囲拡大について議論した結果、学外者利用範囲の拡大について「常務理事会」に上程している。開館時間や施設の狭隘化など学外者にとっての利便性を問題点に挙げる「部局自己点検・評価報告書」に基づいた「全学自己点検・評価報告書」を「松山大学自己点検・評価実施委員会」及び「学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会」の議を経て追認し、『2020 年度事業計画書』に盛り込んでいる（根拠資料 8-26、根拠資料 2-38、根拠資料 8-27）。

「情報環境の整備」に関しては、中期的展望に立って順次整備すべく、「情報システム整備に関する基本方針」にしたがって作成した 2015 年度から 5 年間の中期目標・計画に基づきつつ、現状を踏まえながら随時対応している。例えば 2016 年度には、「情報センター運営委員会」において、教職員及び学生の利便性やセキュリティを勘案し Office365 Education と Google Apps for Education の導入を、学生の自主的な学習を促すネットワーク環境の整備のためキャンパス全体の Wi-Fi エリア拡張計画をそれぞれ承認し、「教学会議」及び「常務理事会」の議を経て実施している（根拠資料 8-28、根拠資料 8-29、根拠資料 8-30、根拠資料 8-31、根拠資料 8-32）。

「施設・設備の整備」に関しては、例えば耐震診断の結果を踏まえて 2016 年度に、「耐震強度を満たしていない施設の使用停止について」を「学生委員会」において承認し、「教学会議」での議を経て「常務理事会」に報告している（根拠資料 8-33、根拠資料 8-34）。

このように、教育研究等環境は調査データや取り巻く環境等に基づいて各部署で点検し改善に取り組んでおり、そのプロセスにおいて「教学会議」と「常務理事会」とが密に情報を交わしている。

## (2) 長所・特色

- ・ 教育研究等環境の整備には財務上の問題が大きく関係するが、「教育研究等環境に関する全学的な方針」の4項目（「教員の教育研究等環境」「図書館・学術情報サービスの整備」「情報環境の整備」「施設・設備の整備」）のいずれにおいても、「教学会議」及び「常務理事会」との連携を図りつつ、各部署の点検に基づいて改善に結びつけている。

## (3) 問題点

- ・ 各部署での点検内容を「教学会議」及び「常務理事会」に上程する流れが現状であり、今後「松山大学自己点検・評価実施委員会」及び「学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会」による内部質保証システムを機能させる必要がある。

## (4) 全体のまとめ

「教育研究等環境に関する全学的な方針」の4項目（「教員の教育研究等環境」「図書館・学術情報サービスの整備」「情報環境の整備」「施設・設備の整備」）のいずれにおいても点検・評価に基づいて整備を進めている。また、今後は「松山大学自己点検・評価実施委員会」及び「学校法人松山大学自己点検・評価推進委員会」による内部質保証システムを機能させた上で、さらなる客観的なデータを土台に、施設・設備の充実に努めることとした。